

懲戒処分の基準

平成17年12月1日定め
(平成18年1月1日施行)
平成19年12月21日一部改正
(平成20年1月1日施行)
平成30年11月12日一部改正
(平成30年12月1日施行)
令和元年10月10日一部改正
(令和元年11月1日施行)
総務部 人事課

第1 基本理念

公務員は、住民の信託を受けた全体の奉仕者として、公務を通じて公共の利益を追求し、これを実現する責務を負っている。よって、個々の職員においては、高度な遵法精神を持ち、かつ、高度な行為規範に従うことが求められており、いやしくもその職の信用を傷つけ、職全体の不名誉となる非違行為を犯し、住民の信頼を損なうことがあってはならない。

職員一人ひとりが、このことを公務の内外を問わず自らに厳しく戒めることで、県政に対する県民の信頼を高めることとなり、ひいては高い倫理観をもって自らの職務に邁進することに繋がるものである。

しかし現実には、職員による違法行為や全体の奉仕者としてふさわしくない非違行為が後を絶たず、県民からは当該行為を行った職員個人への厳しい指弾のみならず、県政全般に対する強い不信を招来する事態となっている。

このような事態を踏まえ、職員一人ひとりが公務員としての原点に立ち帰り、自ら綱紀を正す必要があることは言うまでもないが、更に県民の不信を払拭し、もって県政への信頼を保持していくために、公正性、妥当性及び透明性を有した懲戒処分の基準をここに策定し、職員の一層の意識喚起を期するものである。

第2 基本事項

- 1 この基準は、地方公務員法における一般職の職員（臨時的任用職員を含む。）を対象とする。
- 2 この基準は、過去における本県職員の不祥事及び「懲戒処分の指針について」（平12.3.31 人事院定め）等を参考に、それぞれにおける標準的な処分量定（以下「処分基準」という。）を示したものである。
具体的な量定の決定に当たっては、
 - (1) 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
 - (2) 故意又は過失の度合いはどの程度であったか
 - (3) 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非

違行為との関係でどのように評価すべきか

(4) 他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか

(5) 過去に非違行為を行っているか

(6) 司法等における違法性の判断はどのようなものであるか

等のほか、適宜、日ごろの勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上、判断するものである。

また、個別の事案の内容を上記の項目に照らし、特にその加重・軽減が必要と認められる場合、処分基準に掲げる量定を超えて処分することもあり得る。

なお、処分基準に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては処分基準に掲げる取扱いを参考としつつ判断する。

3 この基準は、社会情勢の変化等によって検討の必要性が生じた場合、必要に応じて見直しを図るものとする。

第3 処分基準

【一般服務関係】

非違行為の類型	類型の詳細	処分量定			
		免職	停職	減給	戒告
欠勤	ア 正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いた者			○	○
	イ 正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠いた者		○	○	
	ウ 正当な理由なく21日以上勤務を欠いた者	○	○		
遅刻・早退	勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた者				○
休暇の虚偽申請	病気休暇又は特別休暇について虚偽の申請をした者			○	○
勤務態度不良	勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた者			○	○
職場内秩序びん乱	ア 上司等に対する暴行により職場の秩序を乱した者		○	○	
	イ 上司等に対する暴言により職場の秩序を乱した者			○	○
虚偽報告	事実をねつ造して虚偽の報告を行った者			○	○
違法な職員団体活動	ア 地方公務員法第37条第1項前段の規定に違反して、同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は県の機関の活動能力を低下させる怠業的行為をした者			○	○
	イ 地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反して、同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった者	○	○		
秘密漏えい	ア 職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた者	○	○		
	イ アにおいて、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした者	○			
	ウ 具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた者		○	○	○

非違行為の類型	類型の詳細	処分量定			
		免職	停職	減給	戒告
個人の秘密情報の目的外収集・使用	ア 職権を濫用し、専らその職務の用以外に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等の情報を収集した者			○	○
	イ アにおいて、知り得た情報の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に使用した者	○	○	○	
政治的目的を有する文書の配布	政治的目的を有する文書を配布した者				○
営利企業等従事	許可なく営利企業等に従事した者			○	○
セクシュアル・ハラスメント (※)	ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした者	○	○		
	イ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭、性的内容の電話や電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的言動（以下「わいせつな言辭等の性的言動」という。）を繰り返した者		○	○	
	ウ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭等の性的言動を繰り返したことにより、相手を強度の心的ストレスによる精神疾患に罹患させた者	○	○		
	エ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭等の性的言動を行った者			○	○

※セクシュアル・ハラスメント

…他の者を不快にさせる職場における性的言動、他の職員等を不快にさせる職場外における性的言動

非違行為の類型	類型の詳細	処分量定			
		免職	停職	減給	戒告
不適正な業務執行	事務処理に適正さを欠き、又は職務命令に従わず、公務の運営に支障を与え、又は県民等に重大な損害を与えた者		○	○	○
公文書の不適正な取扱い	ア 公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成し、又は公文書を毀棄した者	○	○		
	イ 決裁文書を改ざんした者	○	○		
	ウ 公文書を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせた者		○	○	○
収賄	賄賂を収受した者	○			
競売入札妨害	競売入札の公正を害すべき行為をした者	○	○		

【公金公物関係】

非違行為の類型	類型の詳細	処分量定			
		免職	停職	減給	戒告
横領	公金又は公物を横領した者	○			
窃取	公金又は公物を窃取した者	○			
詐取	人を欺いて公金又は公物を交付させた者	○			
紛失	公金又は公物を紛失した者				○
盗難	重大な過失により公金又は公物の盗難に遭った者				○
公物損壊	故意に公物を損壊した者			○	○
出火・爆発	過失により公物の出火、爆発を引き起こした者				○
諸給与の違法支払・不適正受給	故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した者及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した者			○	○
公金公物処理不適正	自己保管中の公金の流用等、公金又は公物の不適正な処理をした者			○	○
コンピュータの不適正利用	職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた者			○	○

【公務外非行関係】

非違行為の類型	類型の詳細	処分量定			
		免職	停職	減給	戒告
放火	放火をした者	○			
殺人	人を殺した者	○			
傷害	人の身体を傷害した者		○	○	
暴行・けんか	暴行を加え、又はけんかをし、人を傷害するに至らなかった者			○	○
器物損壊	故意に他人の物を損壊した者			○	○
横領	ア 自己の占有する他人の物（公金及び公物を除く。）を横領した者	○	○		
	イ 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した者			○	○
窃盗	他人の財物を窃取した者	○	○		
強盗	暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強奪した者	○			
詐欺・恐喝	人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた者	○	○		
賭博	ア 賭博をした者			○	○
	イ 常習として賭博をした者		○		
麻薬等の所持等	麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等をした者	○			
酩酊による粗野な言動等	酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような粗野又は乱暴な言動をした者			○	○
淫行	18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行した者	○	○		
わいせつ行為	痴漢行為、のぞき行為及び盗撮行為等、わいせつな行為をした者	○	○	○	

【交通事故・交通法規違反関係】

非違行為の種類	類型の詳細	処分量定				
		免職	停職	減給	戒告	
飲酒運転での交通事故（人身）	酒酔	ア 酒酔い運転で人を死亡させ、重篤な傷害を負わせ又は傷害を負わせた者	○			
		イ アにおいて、措置義務違反をした者	○			
	酒気帯び	ウ 酒気帯び運転で人を死亡させ、重篤な傷害を負わせ又は傷害を負わせた者	○	○		
		エ ウにおいて、措置義務違反をした者	○			
飲酒運転以外での交通事故（人身）		ア 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた者	○	○	○	
		イ アにおいて、措置義務違反をした者	○	○		
		ウ 人に傷害を負わせた者		○	○	○
		エ ウにおいて、措置義務違反をした者	○	○		
交通法規違反	酒酔	ア 酒酔い運転をした者	○			
		イ アにおいて、物を損壊し、その後の危険防止を怠る等の措置義務違反をした者	○			
	酒気帯び	ウ 酒気帯び運転をした者	○	○	○	
		エ ウにおいて、物を損壊し、その後の危険防止を怠る等の措置義務違反をした者	○	○		
	その他	オ 著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした者		○	○	○
		カ オにおいて、物を損壊し、その後の危険防止を怠る等の措置義務違反をした者		○	○	
飲酒運転容認		運転者が飲酒状態にあることを認知しつつ、当該運転者に運転を勧め、又は当該運転者が運転することを幫助した者	○	○	○	

【監督責任関係】

非違行為の類型	類型の詳細	処分量定			
		免職	停職	減給	戒告
指導監督不適正	部下職員が懲戒処分を受けた場合等で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた者		○	○	○
非行の隠ぺい・黙認	部下職員の非違行為を知り得たにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した者	○	○	○	

【宮崎県職員倫理規程違反関係】

違反行為	処分量定			
	免職	停職	減給	戒告
宮崎県職員倫理規程（平成19年訓令甲第20号。以下「規程」という。）第5条第1項第1号の規定に違反して利害関係者から金銭又は物品の贈与を受けること（規程第7条第2項に係るものを除く。）。	○	○	○	○
規程第5条第1項第1号の規定に違反して利害関係者から不動産の贈与を受けること（規程第7条第2項に係るものを除く。）。	○	○		
規程第5条第1項第2号の規定に違反して利害関係者から金銭の貸付けを受けること。			○	○
規程第5条第1項第3号の規定に違反して利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品の貸付けを受けること（規程第7条第2項に係るものを除く。）。			○	○
規程第5条第1項第3号の規定に違反して利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で不動産の貸付けを受けること（規程第7条第2項に係るものを除く。）。		○	○	
規程第5条第1項第4号の規定に違反して利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること（規程第7条第2項に係るものを除く。）。	○	○	○	○
規程第5条第1項第5号の規定に違反して利害関係者から未公開株式を譲り受けること。		○	○	
規程第5条第1項第6号の規定に違反して利害関係者から供応接待（飲食物の提供に限る。）を受けること。			○	○
規程第5条第1項第6号の規定に違反して遊技又はゴルフをするために要する費用を利害関係者が負担して当該利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。			○	○
規程第5条第1項第6号の規定に違反して海外旅行をするために要する費用を利害関係者が負担して当該利害関係者と共に海外旅行をすること		○	○	○
規程第5条第1項第6号の規定に違反して国内旅行をするために要する費用を利害関係者が負担して当該利害関係者と共に国内旅行をすること。			○	○

違反行為	処分量定			
	免職	停職	減給	戒告
規程第5条第1項第7号の規定に違反して利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること（当該利害関係者が費用を負担する場合を除く。）。				○
規程第5条第1項第8号の規定に違反して利害関係者と共に旅行をすること（当該利害関係者が費用を負担する場合を除く。）。				○
規程第5条第1項第9号の規定に違反して、利害関係者をして、第三者に対し同項第1号から第8号までに掲げる行為をさせること。	○	○	○	○
規程第7条第1項の規定に違反して利害関係者に該当しない事業者等から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けること			○	○
規程第7条第2項の規定に違反して自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、それらの行為が行われた場に居合わせなかった利害関係者にその者の負担として支払わせること。	○	○	○	
規程第7条第2項の規定に違反して自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、それらの行為が行われた場に居合わせなかった利害関係者に該当しない事業者等にその者の負担として支払わせること			○	○
規程第8条の規定に違反して他の職員の規程第5条又は第7条の規定に違反する行為によって当該他の職員（規程第5条第1項第9号の規定に違反する行為にあつては、同号の第三者）が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受すること。	○	○	○	○
規程第9条第1項の規定に違反して職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に対して、他の職員（部下職員を除く。）が職務に係る法令違反行為を行った疑いがあると思料するに足る事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいすること。		○	○	○
規程第9条第1項の規定に違反して職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に対して、部下職員が職務に係る法令違反行為を行った疑いがあると思料するに足る事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいすること。	○	○	○	

違反行為	処分量定			
	免職	停職	減給	戒告
規程第9条第2項の規定に違反して自らが管理監督をする職員が職務に係る法令違反行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実を黙認すること。	○	○	○	
規程第9条第3項の規定に違反して他の職員が職務上犯罪行為等の重大かつ明白な法令違反にかかわる行為を行った疑いがあると思料する事実を上司等に報告しないこと。				○
規程第9条第4項の規定に違反して上司の命令が犯罪行為等の重大かつ明白な法令違反にかかわる疑いがあると思料するときに、上司に意見を述べないこと。				○
規程第9条第5項の規定に違反して上司から犯罪行為等の重大かつ明白な法令違反にかかわる命令が継続したときに、他の上司等に相談しないこと。				○
規程第10条の規定に違反して、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が一万円を超えるときに、倫理監督職員が定める事項を倫理監督職員に届け出ないこと。				○
規程第10条の規定に違反して、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が一万円を超えるときに、倫理監督職員が定める事項について倫理監督職員に虚偽の事項を届け出ること。			○	○
規程第11条第1項の規定に違反して倫理監督職員の承認を得ずに利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて同項に規定する講演等を行うこと。			○	○
規程第13条に違反して贈与等報告書を提出しないこと。				○
規程第13条に違反して虚偽の事項を記載した贈与等報告書を提出すること。			○	○